

# ります

お問い合わせは長寿支援課  
☎483-1151(代表)へ

計画書は市ホームページ、市役所法務課情報公開班、図書館で見ることができます。

- ①現行の利用者負担段階の第3段階が2つの段階に区分
  - ②資産（預貯金など）基準の細分化
  - ③食費の本人支出額の見直し
- ▼①②の見直し後

利用者負担段階	主な対象者	預貯金などの資産(夫婦の場合)
1	・生活保護受給者 ・世帯全員※が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下
2	世帯全員※が市民税非課税	公的年金等収入金額(非課税年金含む)、その他の合計所得金額が80万円以下
3 - ①		公的年金等収入金額(非課税年金含む)、その他の合計所得金額が80万円超～120万円以下
3 - ②		公的年金等収入金額(非課税年金含む)、その他の合計所得金額が120万円超

※別世帯の配偶者を含む

■高額介護サービス費の区分が変わります

高額介護サービス費の自己負担限度額が医療保険の高額療養費制度に合わせ、3年8月から見直しが行われます。「現役並み所得相当」のうち、課税所得380万円以上及び690万円以上の65歳以上の人と同世帯にいる場合は、負担上限額が現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円になります。

▼高額介護サービス費の区分の見直し後

区分	負担の上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円～690万円(年収約770万円～1,160万円)未満	93,000円(世帯)
住民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が住民税非課税世帯	24,600円(世帯)
課税年金収入額、その他の合計所得金額が80万円以下の人など	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している人など	15,000円(個人)

広告

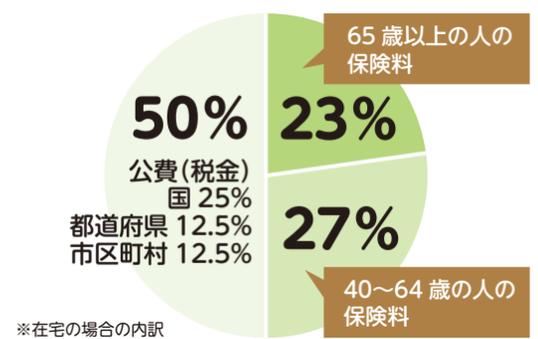
## 3～5年度の65歳以上の介護保険料が変わります

3～5年度の介護保険料が決まりました。保険料額は下表のとおりです。65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに見直しを行い、計画に見込んだ介護サービスに必要な費用などをまかなえるように算出します。前年の所得と世帯状況に応じて15段階に分けられます。

■新しい保険料は今月にお知らせ 2年中の本人の所得や世帯状況などを基に3年度に納める保険料が決定します。年間保険料額や支払方法などは、今月送付する「令和3年度介護保険料額決定通知書」でお知らせします。

■確定申告の期限延長による影響 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、確定申告の期限が延長された影響で、期限内に申告していても保険料に反映されない場合があります。その場合は、8月以降の「令和3年度介護保険料額変更通知書」でお知らせします。

▼3～5年度の介護保険料の負担割合



▼3～5年度の65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料

段階	対象となる人	保険料率	保険料(年額)	
生活保護を受けている人				
1	本人が住民税非課税	基準額×0.30	1万8,650円	
2		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.40	2万4,870円
3		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	基準額×0.70	4万3,520円
4		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.90	5万5,950円
5		本人は住民税非課税(世帯内の人住民税課税)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×1.00	6万2,160円
6	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15	7万1,490円
7		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	8万810円
8		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	9万3,240円
9		前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.60	9万9,460円
10		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.70	10万5,680円
11		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×1.90	11万8,110円
12		前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.10	13万540円
13		前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.30	14万2,970円
14		前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.40	14万9,190円
15		前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.50	15万5,400円

※合計所得金額とは、年金・給与などの各所得(収入から必要経費を差し引いたもの)の合計で、扶養控除、医療費控除、社会保険料控除、基礎控除などを引く前の金額です。市県民税納税通知書の「総所得金額」や「課税標準額」とは異なります。

表の合計所得金額は、令和2年分所得から適用の税制改正による公的年金等控除、給与所得控除の引き下げの影響がないように調整した金額となります。